

発議第 5 号

再審制度改善を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和6年12月12日

提 出 者

八雲町議会議員 佐藤 智子

賛 成 者

八雲町議会議員 横田 喜世志

八雲町議会議員 三澤 公雄

八雲町議会議員 大久保 建一

八雲町議会議長 千葉 隆 様

再審制度改善を求める意見書

冤罪は国家による最大の人権侵害である。袴田事件では袴田巖さんの死刑確定から 44 年、最初の再審請求から 43 年もの長い年月がかかって、ようやく無罪が確定した。その間、拘留所で自由を奪われ、死刑に怯える日々が続いた袴田さんは捜査機関の証拠捏造によって、無実の人間が死刑囚にされたのである。

現在、「再審法」という法律は無い。刑事訴訟法第 4 編の再審に関する規定を指しているが、事実上、再審手続きのルールはほとんど無く、再審事件の審理の進め方は、その事件を担当する裁判官の取り組む姿勢次第となっている。

現行の再審制度の大きな問題の一つが証拠開示のルールが無いことである。証拠開示の法制化だけでなく、記録、証拠保管の規定も整備が必要である。

二つ目の大きな問題は、再審開始決定に対する検察官による不服申立て（抗告）である。再審請求を出して裁判所が再審開始を決めたとしても、検察官が抗告すると再審が開始できない取り決めとなっている。冤罪被害者の早期救済のためには検察官による抗告を禁止し、公判の中で不服を主張させるように改正すべきである。

冤罪被害者は袴田巖さんだけにとどまるものではない。現行の再審制度が改善されなければ冤罪に苦しむ人々を救うことはできない。

よって、国会及び政府におかれては、冤罪を無くすために、早急に刑事訴訟法の再審に関する規定の見直しに着手し、再審制度を改善するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 12 日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣